

いじめの防止と対応

解説者



日本女子大学
教職教育開発センター
教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東京大学大学院法学政治学研究所公法専攻博士課程単位取得退学。1996年、日本女子大学に赴任。専門は、憲法学、公教育制度論。今年9月に『新訂第4版 図解・表解教育法規』（共著、教育開発研究所）を出版。

学校で起こり得る危機に対し、どのような備えをしておくべきか。事故や災害などが発生したら、被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。学校の危機管理について研究する坂田仰教授が解説する本コーナー。第4回は、いじめの防止と対応について、法的視点を踏まえて解説する。

よかれと思ってとった行為がいじめに捉えられるケースも

る行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを早期発見し、重大事態となるのを防ぐため、2013年、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。各校では、同法で義務づけられた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校いじめ対策組織を設置して、いじめ防止に努めていると思います。ただ、各地でいじめに関する研修を行っていて感じるのは、同法で示されたいじめの定義や対応の考え方が、まだ十分には理解されていないということです。同法では、いじめはこう定義されました。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える

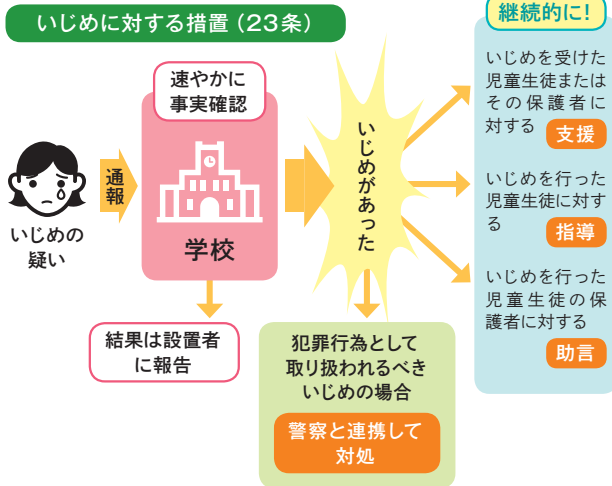
傍線部がいじめの4要件です。ここでは被害者の主観が重視され、加害者の意図は問われていません。例えば、部活動の練習を怠けたAさんを、Bさんが注意したところ、Aさんは強くのがめられたと感じ、精神的苦痛を受けたと訴えたとします。Bさんの行為はチームの一員としての自覚を促したのですが、Aさんが苦痛を訴えたため、学校はいじめと捉えて対応する必要があります。心身の苦痛を訴えた生徒を、放っておいてはいけません。いじめへの対応も、被害者を第一に考えて行うよう、法律は明示しています（☒）。被害者とその保護者を「支援」し、加害者には「指

いじめを未然に防ぐために

- ✓ いじめの4要件にあてはまるものは、すべていじめと捉える意識を持つ。
- ✓ 何よりもまず、被害者に寄り添った支援を。
- ✓ 早期発見に向けて、多様な立場の教師がかかわり、一部の教師で問題を抱え込まない。
- ✓ 保護者に学校のいじめ対策の方針や体制を説明し、学校と保護者が協力していじめ防止にあたることを伝える。

* 1 文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日）において、「例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、『いじめ』という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。」としている。

図 いじめに対する措置のポイント



「いじめ防止対策推進法」23条では、被害者には「支援」、加害者には「指導・助言」と厳然と分けて示している。犯罪行為として扱うべきいじめは、学校で抱え込まずに、警察と連携して対処することも定められた。
 ※坂田仰『新訂第4版 図解・表解教育法規』（共著、教育開発研究所）を基に編集部で作成。

「導」、その保護者には「助言」をします。そして、いじめの再発防止・根本的な解消に向けて、支援・指導を「継続的に」行います。先に挙げたAさんとBさんの場合、まずAさんにカウンセリングなどを行って精神的回復を「支援」し、Bさんには苦痛を与えた言い方などについて「指導」し、再発防止に努めます。そうして、いじめ防止への対応を継続しながら、生徒の状況に応じて、教育活動の一環として行われる部活動への参加のあり方を考える機会などを設けることとなります。つまり、いじめの4要件にあてはまるものは

すべていじめと捉え、手順にのっとって対応するという意識への転換が必要です（*1）。

外部人材も構成員とした いじめ防止の組織を常設

各校が組織的かつ能動的にいじめの防止に努めることも、同法で定められました。具体的には、いじめに関する調査の定期的な実施があります。アンケート調査を学期に1回程度実施する学校が多く、実際、アンケートはいじめ発見の有効な手段です（*2）。

いじめ防止の校内組織の常設も求められています。いじめ防止に関する教育活動や教員研修の実施、相談窓口、アンケート調査の実施などを担う部署で、生徒指導部とは別に設置することが望ましいとされています。同組織の構成員は、管理職や生徒指導担当の教師、学年主任、養護教諭などに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらに地域の民生委員などの外部人材を加えます。日常的に多様な立場の教師がかかわり、いじめを早期発見するとともに、いじめの対応を一部の教師で抱え込まず、管理職にも速やかに報告し、外部の専門家の知見を得て、適切な支援・指導につなげるというねらいがあります。同組織の活発な活動が、いじめ防止

につながると言えるでしょう。

なお、同法では、子の教育に第一義的責任を負う保護者は、子にいじめを行わない規範を養う努力義務と、いじめられた場合に子を養う義務があることが示されています。保護者会等で、学校のいじめ対策の体制などを説明し、学校と保護者が協力していじめ防止にあたることを伝えておくとい良いでしょう。

生徒を守るための 予算措置を継続して求める

起きてほしくはありませんが、いじめにより、自殺や不登校などの重大事態が起きた場合、学校は設置者に報告し、教育委員会・法人または学校に、事実関係を明確にするための調査を行う第三者委員会を設置します。法にのっとった対応の迅速な遂行が事態を悪化させないためには重要ですが、残念ながら、速やかに第三者委員会が設置されないことがあります。その理由の1つが予算です。長期化する調査には人件費が膨大にかかります。先に述べた校内組織への外部人材の登用にも、予算が必要です。生徒を守るためには人的・予算的支援が必要な点を国や自治体、法人に伝え続けることも、今後の備えにつながることで、重要ではないかと考えます。

*2 文部科学省「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」において、「いじめ発見のきっかけ」で最も多かったのは、高校の場合、「アンケート調査など学校の取組により発見」で48.2%、次いで「本人からの訴え」で26.4%だった。

お勧めの分掌

管理職

教務担当

進路担当

学年団

担任